

生徒指導マニュアル

いじめ防止対策マニュアル

生徒指導心得

◎是々非々で

「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！

- ・ 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。
- ・ 徹底して「かまって」あげます。
- ・ いざという時、全員で動きます。
- ・ 1秒でも早く、プロの手に渡します。

平成 2 8 年 4 月改訂
熊谷市立三尻小学校

目 次

第 1 章 熊谷教育	1
1 熊谷教育の指針 — 幡羅高等小学校の教育に学ぶ —	
2 二学期制の下での学力向上 — 熊谷通知票 —	
3 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」 — 熊谷教育のアクセラとブレーキ —	
4 生徒指導心得 — 「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！ —	
(1) 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます（専門職としての誇り）	
(2) 徹底して「かまって」あげます（健全育成の基本）	
(3) いざという時、全員で動きます（組織への信頼）	
(4) 一秒でも早くプロの手へ渡します（関係機関との連携）	
第 2 章 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方	7
1 いじめの防止等に向けた方針	
2 それぞれの役割	
第 3 章 いじめの防止等のために熊谷市が実施する施策	9
1 「組織」「付属機関」等の関係図	
(1) 「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置	
(2) 「熊谷市いじめ問題専門委員会」の設置	
2 具体的な取組	
(1) いじめの防止・早期発見に関すること	
(2) いじめの対応に関すること	
(3) 学校評価、学校運営改善の実施	
第 4 章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	11
1 「三尻小学校いじめ防止基本方針」の策定	
2 三尻小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 三尻小学校におけるいじめの防止等に関する取組	
第 5 章 重大事態への対処	14
1 重大事態の発生と調査	
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	

- 1 「児童・生徒サインチェックリスト、教師の手だて」
- 2 いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）
- 3 具体的な取組
 - (1) いじめ撲滅宣言
 - (2) 道徳授業の充実 — 道徳的実践力の『見える化』 —
 - (3) スキル教育の実践 — よりよい人間関係の構築 —
 - (4) 不登校問題の解消 — キーワードは『月3日の欠席』 —
 - (5) 相談体制
 - (6) 「あなたは大切な宝物」 ～いじめられている子の視点に立って～
 - (7) アンケート

資料等

- ・ いじめ防止対策推進法
- ・ 熊谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例
- ・ 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議(H26,7 審議のまとめのポイント)

第1章 熊谷教育

1 熊谷教育の指針

— 幡羅高等小学校の教育に学ぶ —

熊谷市には、教育の原点ともいうべき、「幡羅高等小学校」の保護者宛の通知(明治31年)、今で言えば「学校だより」に当たる「家庭心得」が残されています。明治のこの時代から、学校・家庭・地域の連携協力によって、同一歩調で進もうとしていたわけで、約100年後の現在においても、決して変わるものではなく、「家庭の教え」「学校の教え」「世間の教え」の

「家庭心得」
「拜啓、諺にも、教育の道は、家庭の教へで芽を出し、学校の教へで花が咲き、世間の教へで実が成る、と申す程に有之候へば、学校と家庭とは、常に相一致し、互いに力を協せ、同じ方向に、相進み小児をして、世間の悪き風習に染ましめぬ様に、致し度事に御座候……」

それぞれが機能し、関わり合い支え合っていかなければ、芽を出すことも、花を咲かせることも、実を結ばせることもおぼつかなくなります。まさに「不易」のことです。本市では、先達に学び、変えなければならないことと変えてはならないことを見極め、学校と家庭と地域社会とがそれぞれの役割を果たせることを基盤として義務教育の充実を図るとともに、各年代層の市民に対して適切な生涯学習の場を提供できる事業を積極的に推進しています。

「家庭心得」の冒頭には、学校のあるべき姿が述べられています。いわば、授業が成立する前提条件です。

「教育の精神」
一、学校は、一家庭の状態を存すべし、教師は父母の如く、謹厳にして慈愛なるべし、生徒は子女の如く、恭敬にして従順なるべし。
二、学校は、一社会の状態を存すべし、長幼の秩序を正すべし、相互の間に、仁と愛とを尽くすべし、而して常に生徒をして、校規を重ぜしめ、校則に遵はしむ。

「教授上の要旨」
一、最少の時間を以て、最大の利益を與ふべし。
二、授くる所の学藝は、生活に必須の事たるべし。
三、学はしむる為に、生徒の身体を害ふなかるべし。
四、徐々として急ぐべし。
五、授くる学藝は道徳に統計すべし。

「教授上の要旨」では、授業方法の基本ともいうべきことがあげられており、次のように解釈できます。

- 1 授業というものは、最少の時間で最大の効果をあげなければならないものであるから、そのための「授業研究」をなさい。
- 2 子供たちが学習の意欲をもてないのは、自分たちが何のために勉強するのがわかっていないからであり、学習を通して教えることは、生活に密着するものになさい。
- 3 体罰の禁止は当然です。
- 4 授業は丁寧、しかも効率的にやりなさい。
- 5 教える内容は、最終的に道徳にいきつくようにしなさい。

「訓練の要旨」では、教育活動の目指すべきことが述べられております。

「訓練の要旨」

- 一、労働を楽しみむべし。
- 二、自修の習慣を作るべし。
- 三、快楽を感じしむる為幾多の艱難を経せしむべし。
- 四、一事をなさんとせば必ず百難を排して進まざるべからざる事を悟らしむべし。

- 1 働くことの楽しさを味わわせなさい。
- 2 自学自習の習慣をつくりなさい。
- 3 「楽」を感得させるためには、多くの「苦」を経験させなさい。
- 4 一つのことを成し遂げるためには、多くの困難を乗り越えていかなければならないことを悟らせなさい。

「熊谷教育」はこれを原点として教育の「不易」と「流行」を見極め、「知・徳・体」のバランスのとれた力、まさに「生きる力」をはぐくむ教育を推進しています。

2 二学期制の下での学力向上

— 熊谷通知票 —

本市では、学校週5日制実施に当たり、従来の三学期制を基盤とする教育観、評価観を根底から変革すべく、平成14年度、二学期制を中学校2校で先行実施しました。まさに「新しい酒は、新しい革袋に盛れ」の諺のとおり、教職員はもとより、保護者、児童生徒の根本的な意識改革を図ろうとしたのです。その成果を見ながら、平成15・16年度には小・中学校へ拡大し、二度目の合併があった平成19年度から市内すべての小・中学校で二学期制を実施しています。

前期を4月1日から10月の第3木曜日、後期を10月第4週月曜日から3月31日までとしています。(熊谷市小・中学校管理規則)

二学期制のねらいは、子供たち一人一人の学力を向上させることにあります。学期を長くし、単元ごとのまとまりを評価することで、単元ごとの一人一人のつまずきや課題を明確にし、その課題を克服するために長期休業日等を効果的に活用することができるようになっていきます。

また、二学期制によって年間の授業時間を増やすこともできています。

さらに、子供たちの学力の向上を図るために、いわゆる指導と評価の一体化、つまり、現時点での成績をよりよい成績にするためには、どのような手だてをしていくことが必要であるかを明らかにしていくことが大切であると考え、学期の終わりに、学習の成績を一度にまとめて家庭に通知していた、いわゆる従来の「通知票」をやめ、新しい通知票（以下「熊谷通知票」という。）に変えました。

「熊谷通知票」は、学習がひと区切りしたときに、教科によっては単元や題材ごとにその学習状況等について知らせる内容となっています。いわゆる「ポートフォリオ」学習の考えを導入した通知票であり、単に結果の評点のみ（必要に応じて相対的な評価・評点を入れる）の通知ではなく、子供たち一人一人の評価の過程（小テスト・単元テスト等）や作品集を区切りのよい時期に早く知らせ、学習の目標や補充の目当てを立てやすくしています。

また、保護者との面談を通して、生活はもとより子供一人一人の学力向上のための方策を保護者と一緒に考える、いわゆる形成的評価中心の通知票でもあります。この考えも、幡羅高等小学校の「家庭心得」にあります。

一、教師が朱を入れて直し候、作文、図画、清書等は、必ず大切にして、永く貯へ置かる々様、御注意相成度候、斯の如く教師の直したる者を、重んずる心掛なければ、学びの道は進まざる事と思はれ候

「熊谷通知票」は、学校により回数や知らせる教科も異なりますが、年4～5回家庭に通知しています。知らせる時期は、6月はじめ、夏休み中の面談時、前期終了、冬休みの面談時、そして後期終了時などとなっています。特に、面談を利用して、子供一

一人のつまずきを見つけ、わからなかったことがわかるように、できなかったことができるようにと保護者と一緒に新たな学習計画を立てていけるようにと考えたものです。

文部科学省から「生きる力」(平成22年度)のパンフレットが配布されていますが、その中の「学習評価のポイント」で、「子供たち一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、子供たちの学習状況を把握することが大切である」とされています。さらに、「学校は、通信簿などを通じて、子どもの学習過程や成果、進歩の状況などを保護者に伝え、今後の方針を共有するよう努め、保護者には学習評価のあり方や評価結果についての学校の説明に積極的に耳を傾け、理解を深めていくよう」求めています。「熊谷通知票」は、まさに学習指導要領が目指している「学習評価」に合致した取組であると言えます。

3 「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」 — 熊谷教育のアクセルとブレーキ —

本市では、一般的な学力調査によって測定できる、いわゆる「知力」だけを学力とはとらえていません。思いやりの心などの「徳力」や、投力や走力などの「体力」も広い意味での学力であり、まさに「知・徳・体」のバランスのとれた力のことです。

これらの力を育成するための土台として、本市では、「熊谷教育のアクセルとブレーキ」として、「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」に大人が手本となり、学校・家庭・地域が一体となって積極的に取り組んでいます。

「学力」の基盤となる基本的な生活習慣の確立については、家庭教育にその芽があり、とりわけ、朝食の摂取にあると言えます。朝食をしっかりと食べるためには、晩に早く寝なければならないし、朝も早く起きなければならない。全国学力・学習状況調査等の結果からも、朝ごはんをしっかりと食べることと学力との相関関係について広く実証されています。

熊谷の子どもたちは、これができます！

アクセル

4つの実践

- 朝ごはんをしっかりと食べる。
- 呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする。
- 「ありがとう」「ごめんなさい」と言う。
- 友だちをたくさんつくる。

生きる力

家族いっしょに朝ごはん

はい!

学力・体力やる気を
養いましょう

ありがとう ごめんなさい

友だちいっぱい

ブレーキ

3減運動

- 減** テレビの時間を減らします。
- 減** ゲームの時間を減らします。
- 減** 携帯電話やパソコンに触れる時間を減らします。

家族で約束を!

- 家族との会話の時間を増やします。
- 読書の時間を増やします。
- 予習・復習の時間を増やします。

大人が手本となって

熊谷市青少年健全育成市民会議・熊谷市幼保小連絡協議会・熊谷市PTA連合会・熊谷市校長会・熊谷市教育委員会

4 生徒指導心得

— 「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！ —

教育委員会では、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直しを図るよう各小・中学校にお願いしています。中でも平成19年1月に「いじめの定義」が変わったことを受け、「いじめ緊急対策マニュアル」を再確認しました。さらに、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」の公布により、学校では、「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定が義務づけられました。このことを受け、いじめの防止やいじめが発生してからの対応では、特に初期対応として、「緊急職員会議」をすぐに開ける対策がとられているか等を改めて確認しました。いじめに限りませんが、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を与えることが、何よりも大切なことであると考えています。

児童生徒を指導するときは、「是々非々」で行うことが極めて重要であり、ある時は「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一歩離れて毅然と対応したりと、バランスよく感性豊かに、そして意図的に教育するのが私たちプロの教師としての仕事です。

すずめの学校		めだかの学校	
	清水かつら 作詞 弘田龍太郎 作曲		茶木 滋 作詞 中田 喜直 作曲
ちいちいぱっぱ	ちいぱっぱ	めだかの学校は	川のなか
すずめの学校の先生は		そっとのぞいて	見てごらん
むちをふりふり	ちいぱっぱ	そっとのぞいて	見てごらん
生徒のすずめは	輪になって	みんなでおゆうぎ	しているよ
お口をそろえて	ちいぱっぱ	めだかの学校の	めだかたち
まだまだいけない	ちいぱっぱ	だれが生徒か	先生か
もいちどいっしょに	ちいぱっぱ	だれが生徒か	先生か
ちいちいぱっぱ	ちいぱっぱ	みんなでげんきに	あそんでる

本市では、次の4つを「生徒指導心得」とし、いじめの防止、早期発見、いじめの対処、連携（家庭・地域・関係機関）に努めています。

(1) 誰にもわかる授業をし、確かな学力をつけます。（専門職としての誇り）

教師は教えるプロであり、「素人にもわかる授業」をしなければなりません。広辞苑の「教育」の定義には、「人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ・・・」とあります。どんなに一生懸命働きかけても、教えても、活動させても、児童生徒が望ましい姿に変化しなければ「教育」とは言えません。「わからない」という姿から「わかる」という望ましい姿に、「できない」という姿から「できる」という望ましい姿に変化させてはじめて、教育が成り立つということです。教師は、児童生徒に確かな学力をつけて、はじめてプロ、専門職と言われるのです。

(2) 徹底して「かまって」あげます。（健全育成の基本）

「かまう」（構う）という言葉を広辞苑で引くと、「係わる・関係する・世話をやく・もてなす・気をつかう」とあります。あのマザーテレサの言葉に「愛の反対は、憎しみではなく、無関心である」とあるように、存在感や立場を全否定してしまう

「無関心」であってはいけません。まだ、憎んでいるうちはそれなりに関心があるということです。生徒指導で一番大切なことは、「かまってあげる」ことです。

(3) いざという時、全員で動きます。(組織への信頼)

例えば、いじめが発見されたらまず「緊急職員会議」を行うことが何よりも重要です。授業中であろうと給食中であろうと、緊急に開くことに意味があります。まず全教職員が知ることが大切であると同時に、子供たちに「何が起きたのだろうか？」と緊急事態発生を知らせることで、被害の子供はもちろん、加害の子供やその周辺にいた子供、ひいては保護者たちにも、「何か起きたら、大事な授業も中止して全員で緊急事態に対応してくれる」という安心感を与えることとなります。細かな事実を確認するのは、その後でもできます。けがをしたらまず応急処置として、止血することと同じです。いじめはそのけがの大きさは見えにくいので、まずは、安心感を与えることで、先生や学校という組織への信頼感が高まり、学校が子供や保護者にとって相談しやすい場となります。

初期段階での対応でボタンを掛け違えると、解決に時間もかかり、信頼とは反対の不信感をもたれてしまいます。学校は、子供からの訴えや保護者からの相談には、誠意をもって真摯にそして迅速に対応することが何より重要です。

(4) 一秒でも早くプロの手へ渡します。(関係機関との連携)

学校は、ある意味、社会と同じようになっていなければなりません(P1「教育の精神」)。「学校は社会の縮図、社会で許されないことは学校でも許されない」ということを子供や保護者に伝えておき、これでもか、これでもか、とかまってあげても、子供の行為が学校の範疇や限界を超えるような場合は、迷わずプロに任せます。逃げではなく、子供のことを考え、「子供たちにとって何がベターなのか」を判断基準に決断した結果、この道のプロである警察等に任せるのです。

かまって音頭

作詞：つかこうへい 作曲：中村弘明 歌：大竹しのぶ

ああ- かまって かまって かまって かまって パパ ママかまって ボクにかまって
みんなでかまって まいにちかまって かまって かまって かまってくれなきゃ や-あだ
新しい赤ちゃんがうまれて ママは赤ちゃんのおっぱいやおしめの世話で ボクをほったらかし…
どうせボクは きらわれてんだ 泣いちゃうから シクシクシク すねちゃうから ツンツンツン
だから 一日中かまって かまって ベタベタさせて かまって かまって いっぱい かまって
甘えん坊と言わないで ああ- かまって かまって かまって くれなきゃ グレちゃうぞ

ああ- かまって かまって かまって かまって 朝晩 かまって たくさん かまって
いつでもかまって も-とかまってかまって かまって かまってくれなきゃ や-あだ
パパがよっぽらってかえってきて ママはお薬を出したり お水を飲ませたり ボクをほったらかし…
どうせボクは きらわれてんだ 泣いちゃうから シクシクシク すねちゃうから ツンツンツン
だから 一日中かまって かまって ゴロニャンさせて かまって かまって いっぱい かまって
子どものまんまで いたいから ああ- かまって かまって かまって くれなきゃ グレちゃうぞ

第2章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

市は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針に基づき、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「熊谷市基本方針」を定めました。

「熊谷市基本方針」における「いじめ」とは、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、その行為を受けた児童等が心身に苦痛を感じているものをいいます。(インターネットを通じて行われるものも含む)

一定の人的関係とは、同じ学校・学級や部活動、塾など、児童等が関わっている仲間や集団などの関係をいいます。また、行為がいじめに当たるかどうかは、いじめられた児童等の立場に立って考えます。

1 いじめの防止等に向けた方針

「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、学校内外を問わず、児童等のいじめを防止するために、市全体でいじめの起きない風土づくりに努めます。

また、いじめを察知したときは、いじめられた児童等を最後まで守り抜き、いじめた児童等に対してはその行為を許さず、毅然とした態度で接し、適切に指導し、再発防止に努めます。

市全体(市・学校・児童等・保護者・市民及び市内で活動する事業者)でそれぞれの立場から、子供の健やかな成長を支え、見守り、いじめの問題を克服することを目指します。

2 それぞれの役割

(1) 市として

ア いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

イ いじめの防止等に関係する機関との連携、連絡調整及び調査(再調査を含む)を実施する組織を設置し、いじめの防止や早期発見、再発防止に努めます。

ウ いじめの防止や早期発見、いじめへの対処のための具体的な施策を実施します。

エ 児童等が安心して生活できるようにいじめの防止等に向けて必要な啓発を行います。

オ いじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。

カ 学校(熊谷市立小中学校のことをいう。以下、同じ)に対して、いじめの防止等に適切に取り組むよう必要な指導・助言を行います。

(2) 学校として

- ア 学校いじめ防止基本方針及び学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置し、学校全体でいじめの未然防止や早期発見に取り組みます。
- イ いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童等を最後まで守り抜くことを表明し、いじめに対して組織的に取り組むとともに再発防止に努めます。
- ウ 相談窓口を明示し、児童等に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、組織をあげて児童等一人一人の状況の把握に努めます。
- エ 保護者、地域や関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたります。

(3) 児童等として

- ア いじめを自分たちの問題としてとらえ、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めるとともに、日ごろから他者に対して思いやりの心をもって接します。
- イ 周囲にいじめがあるときは、当事者に声をかけたり、先生や周囲の大人に積極的に伝えます。
- ウ 「いじめ撲滅宣言」に示したように、いじめ撲滅に徹底的に取り組めます。

(4) 保護者として

- ア どの児童等も、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることを意識し、児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識や他人を思いやる心を養うように努めます。
- イ 児童等がいじめを受けた場合には、いじめから保護します。
- ウ いじめを発見したとき、又はいじめの兆候等が感じられたときは、速やかに学校等に情報を提供します。
- エ 学校や教育委員会等が行ういじめの防止等のための取組に積極的に参加・協力するよう努めます。

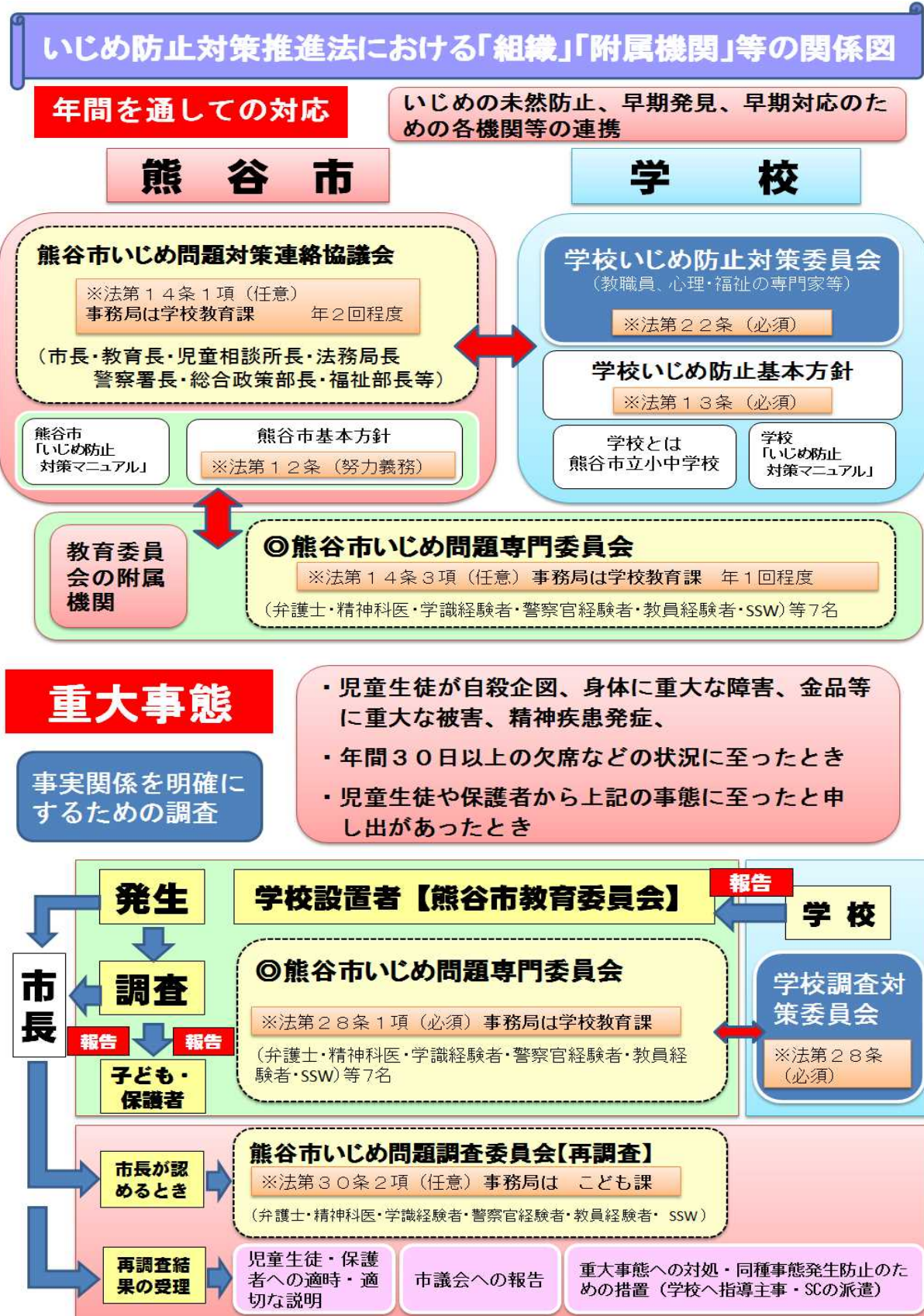
(5) 市民及び市内で活動する事業者として

- ア 市民及び市内で活動する事業者（以下、「市民等」という。）は、いじめを発見したとき、又はいじめの兆候等が感じられたときは、速やかに学校又は市に情報を提供します。
- イ 「市民等」は、声かけを行うなど、日ごろから児童等とふれあう機会を大切に、児童等を見守るとともに、地域行事等で児童等が主体的に参加できる環境づくりに努めます。

第3章 いじめの防止等のために熊谷市が実施する施策

1 「組織」「附属機関」等の関係図

市は、いじめの防止や早期発見、いじめへの対応を、組織的、計画的かつ迅速に取り組むとともに地域全体でいじめを許さない気運の醸成を図ります。



重大事態

- ・児童生徒が自殺企図、身体に重大な障害、金品等に重大な被害、精神疾患発症、
- ・年間30日以上欠席などの状況に至ったとき
- ・児童生徒や保護者から上記の事態に至ったと申し出があったとき

事実関係を明確にするための調査

市長

学校設置者【熊谷市教育委員会】

◎熊谷市いじめ問題専門委員会

※法第28条1項（必須）事務局は学校教育課
（弁護士・精神科医・学識経験者・警察官経験者・教員経験者・SSW）等7名

熊谷市いじめ問題調査委員会【再調査】

※法第30条2項（任意）事務局は こども課
（弁護士・精神科医・学識経験者・警察官経験者・教員経験者・SSW）

学校

学校調査対策委員会

※法第28条（必須）

発生

調査

子ども・保護者

市長が認めるとき

再調査結果の受理

児童生徒・保護者への適時・適切な説明

市議会への報告

重大事態への対処・同種事態発生防止のための措置（学校へ指導主事・SCの派遣）

(1) 「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

市は、法第14条第1項に基づき、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「協議会」という。）を設置します。

協議会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に係る機関及び団体の連携を図るための必要事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図ります。

(2) 「熊谷市いじめ問題専門委員会」の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、「熊谷市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置します。

「専門委員会」は、法第14条第3項に規定するいじめの防止等のための対策に関すること及び法第28条（後掲）の規定による調査を行います。

2 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 児童等、保護者及び教職員に対していじめの防止等に関する啓発を推進する。

(ア) 人権標語・作文・ポスターの作成等を通して児童等の人権意識の高揚を図ります。

(イ) 児童等、保護者及び教職員を対象とした「思いやりの心を育てる人権教室」を実施します。

(ウ) 植物を育て、命の大切さを再認識するために「人権の花運動」を実施します。

イ 11月を「いじめ防止啓発月間」とし、いじめ解決一斉キャンペーンを実施します。

ウ 定期的な調査（いじめアンケート等）を行います。

エ いじめ110番電話相談や教育相談窓口、スクールカウンセラー等を配置するなど、いじめに関する相談体制を整備します。

オ インターネット上で行われる、いわゆる「ネットいじめ」に対して、関係機関（警察・県サイバーパトロール課等）と連携を図り、いじめの防止とその対応について「子供安全見守り講座」等を活用するなど必要な啓発活動を行います。

(2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置

教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたとき、当該学校に対し必要な支援、又は必要な措置を講じます。ただし、私立小・中学校に通う児童等に対

しては、所管する埼玉県と連携しながら進めていきます。

イ 学校の指導のあり方及び警察等への通報・相談による対応

教育委員会は、いじめが起きた場合には、いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全確保を第一に考えさせるとともに、いじめた児童等に対しては、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導・支援するなど必要な措置を講じるように働きかけます。

また、犯罪行為として取り扱われるべきものや児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じたとき、又はその兆候等が感じられたとき、教育委員会は、学校での適切な指導・支援や早期に警察に通報・相談することが必要であることを学校に指導・助言します。

(3) 学校評価、学校運営改善の実施

教育委員会は、学校評価において、迅速かつ適切な対応及び組織的な取組等を評価するよう、学校に対して、必要な指導・助言を行います。

また、教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるように、学校運営の改善を支援するとともに、見守り隊や校区連絡会など児童等を地域で見守る方々といじめ問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを支援します。

第4章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

1 「三尻小学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、国の基本方針、「熊谷市基本方針」に基づき、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方針、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開します。

「学校基本方針」は、いじめの防止等のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、生徒指導体制の確立、校内研修の充実など、実効性のあるものとなるよう、各学校の実情に応じ、具体的な行動を示します。

- (1) 自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有化を図ります。
- (2) 検討する段階から保護者や地域の参画を促します。
- (3) 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童等の意見を取り入れる等、児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。
- (4) 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校基本方針が当該学校の実情に即

して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図ります。

- (5) 重大事態には、「熊谷市基本方針」に定める重大事態対処をもとに迅速に対応します。

三尻小学校いじめ防止基本方針

- (1) 週1回以上、担任も一緒にクラスレクに入るなどして、いじめが起きない校風づくりに努めます。
- (2) 毎月1回のアンケート「わたしの心を見つめてみます」や日常の児童観察・チェックリストの活用・児童との関わり（声かけ等）を通して、いじめの予防に努めます。
- (3) いじめと疑われる事案が発生した場合には、事実を正確に確認し、いじめとわかったら緊急職員会議を開き、担任→学年主任→生徒指導主任→管理職へ速やかに報告します。
- (4) 専門的な指導・支援が必要な場合は一秒でも早く関係機関に連絡し、指導・助言を仰ぎます。
- (5) 全職員で情報を共有し、組織的に物事に対処します。
- (6) 児童全員が「いじめゼロ宣言」をし、いじめ撲滅を目指します。
- (7) チェックリストを活用しての研修を行い、職員の指導力を向上させます。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

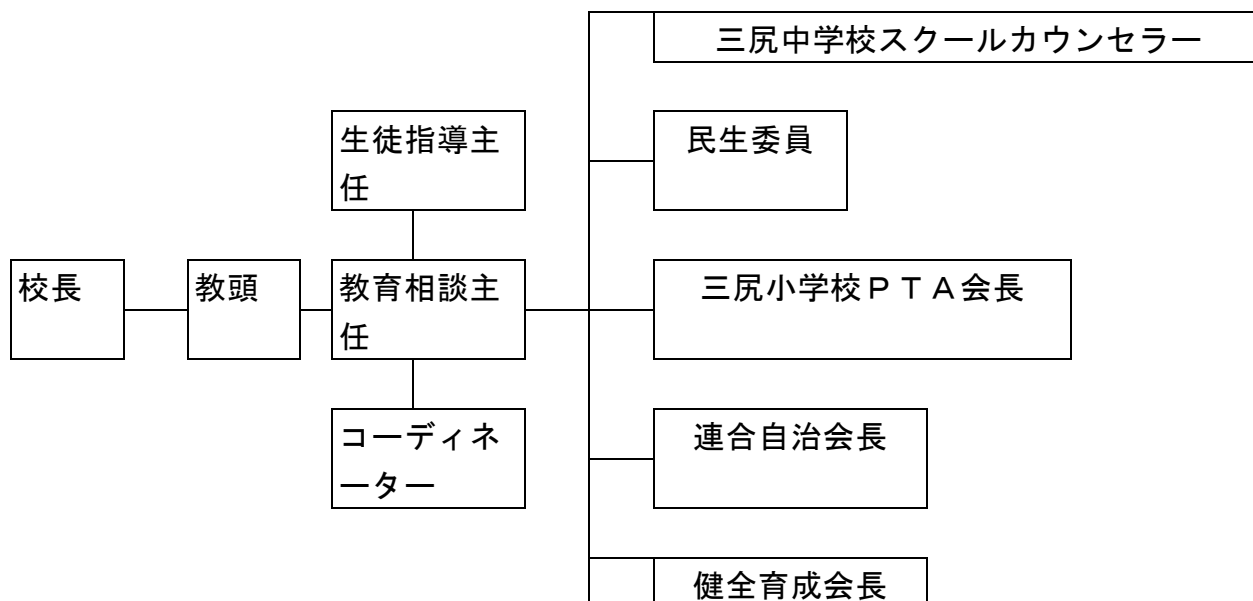
各学校は、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員等を中心に構成する、いじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を設置します。

また、教職員の協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。なお、「いじめ防止対策委員会」の具体的な役割は、以下のとおりです。

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- (2) いじめの相談・通報のための窓口の開設
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
- (4) いじめを察知した場合の情報の迅速な共有（緊急職員会議）、関係する児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、及び保護者との連携
- (5) 教育委員会への定期的な報告

三尻小学校いじめ防止対策委員会

(教職員、心理、福祉の専門家等)



3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

学校はいじめの防止に向けて、児童等が、心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。

(2) 早期発見・早期対応に向けて

いじめは大人の目に付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多くあります。

そこで、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑い、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知します。

教職員は、日頃から児童等との信頼関係の構築や見守り等に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高くし、いじめの早期発見・早期対応のため「児童・生徒のサインチェックリスト、教師の手だて」等を活用し、いじめの実態把握に積極的に取り組みます。

なお、インターネット上で行われる、いわゆる「ネットいじめ」に対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等を活用するなど情報モラル教育を推進し、児童等の意識の向上及び保護者等への啓発に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会等を中核として速やかに対応します。

いじめられた児童等に対しては、当該児童等を守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童等の状態に合わせた継続的なケアを行います。

いじめた児童等に対しては、本人の人格の尊重を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童等の状態に応じた継続的な指導及び支援を行います。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたる場合や児童等の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめられた児童等を守ります。その際、学校で適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮します。

さらに校内生徒指導体制の見直し・改善を図るとともに、年間を通していじめ防止等に関する校内研修会を計画的に実施します。

なお、日ごろから「いじめ防止対策マニュアル」（生徒指導マニュアル）の活用を図り、いじめ防止に努めるとともに、いざという時は、この中の「いじめ緊急対策マニュアル」（起きてからの対応）に沿って対応し、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を児童等に与えることを第一に考えます。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態とは

重大事態として、児童等が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

また、法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針による不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、児童等の状況等、個々のケースを十分把握し、迅速に調査に着手します。

さらに、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童等や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と捉えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たり

ます。

ただし、事案の重大性を踏まえ、学校又は教育委員会は、いじめた児童等に対しては出席停止措置の活用や、いじめられた児童等の就学指定の変更や区域外就学等、いじめられた児童等を支援するための弾力的な対応を検討します。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。

(3) 重大事態の調査

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の再発防止に資するために行うものであり、学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したとき、教育委員会は、「いじめ問題専門委員会」（前掲）を招集し、これが調査に当たります。

その際、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような状況であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にするとともに、当該事態への対処や同種の事態の再発防止に努めます。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の再発防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行います。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者が望む場合には、

法第28条第1項の調査に並行して、市長による調査を必要に応じて実施します。この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります。

(4) 事実関係を明確にするための対応

ア いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際、いじめられた児童等を守ることを最優先とし、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落

ち着いた学校生活への復帰の支援や学習支援等をします。

これらの調査の実施に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に支援・指導したり、関係機関（警察や児童相談所等）とも適切に連携を図るなどの対応を心がけます。

イ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

当該児童等の入院や死亡など、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査します。調査方法としては、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行います。

(5) その他留意事項

児童等の自殺という事態が起こった場合、学校又は教育委員会は、事実関係を明らかにし、その後の自殺の再発防止の観点から、背景調査を実施します。その際、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮し、以下の点に留意しながら行います。

ア 遺族の要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。

イ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。

ウ 遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。

エ 遺族に対して、調査の目的、調査を行う組織、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて説明し、合意の上行います。

オ 学校が調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導及び支援を行います。

カ 情報発信・報道対応については、亡くなった児童等の尊厳の保持や連鎖（後追い）の可能性があることなどから、プライバシーへの配慮を含め、慎重に行います。

(6) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめられた児童等やその保護者に対して、調査によ

っ

て明らかになった事実関係について説明します。情報等については、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告します。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 「熊谷市いじめ問題調査委員会」の設置

市は、法第30条第2項に基づき、「熊谷市いじめ問題調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設ける。「調査委員会」は、法第30条第2項の規定による調査を行います。

なお、「調査委員会」は、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、必要に応じて調査を実施します。

(2) 再調査

教育委員会から報告を受けた市長は、法第30条に基づき、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

(3) 「再調査」の結果を踏まえた措置等

ア いじめられた児童等及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

イ 市長はその結果を市議会に報告します。内容については、個人のプライバシーに対しては、十分配慮します。

ウ 教育委員会は、学校に対して、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の再発防止のために、以下の支援等を行います。

(ア) 指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣

(イ) 生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置

(ウ) 心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置

第6章 早期発見・早期対応のための手だて

1 「児童・生徒のサインチェックリスト、教師の手だて」

場面	児童・生徒のサイン
登校時から始業前	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① いつも一人で登校する。友だちと登校しても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> ② 登校時間が一定していない。(早く登校したり、遅く登校したりしている) <input type="checkbox"/> ③ 自分からあいさつをしない。友だちからのあいさつや言葉掛けがない。 <input type="checkbox"/> ④ あいさつや声掛けをしても、はっきりとした返事が返ってこない。 <input type="checkbox"/> ⑤ 元気がなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> ⑥ はっきりとした理由もないのに欠席することがよくある。 <input type="checkbox"/> ⑦ 声に出し、心を込めた呼名をしても、元気のない返事をしたり、返事をしなかったりすることがある。 <input type="checkbox"/> ⑧ 健康観察の時、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。 <input type="checkbox"/> ⑨ 宿題や朝の読書(課題)をほとんどやっていない。また、提出物が出せない。 <input type="checkbox"/> ⑩ 授業の準備をせず、ぼんやりしたり、そわそわしたりしている。
<p>【教師の手だて】</p> <p style="text-align: center;">“はじめが肝心 ようこそ〇〇学校へ”</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 児童・生徒の登校のようすを把握し、それに応じた温かい対応をする。 <input type="checkbox"/> ② 教師から『おはよう』の声掛けをし、今日の児童・生徒の心理状態を把握する。 <input type="checkbox"/> ③ 朝の読書や提出物の出来具合を把握し、賞賛や励ましを行う。 <input type="checkbox"/> ④ 声に出し、心を込めた呼名による健康観察を行い、一人一人を視診するとともに、気になる児童・生徒への声掛けを行う。 <input type="checkbox"/> ⑤ 朝の会では、今日一日の予定をきちんと説明し、目的を持った生活をしようとする意欲を持たせる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 朝の会等で欠席者の理由を上手に伝え、教師の温かい思いやりが学級や欠席者に伝わるように工夫をする。 <input type="checkbox"/> ⑦ 遅刻してくる児童・生徒の理由や原因を追及する前に、学級全員で温かく向かえる雰囲気をつくる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 今日の学習に対する意欲付けをする。 <input type="checkbox"/> ⑨ 朝の出勤時に職員同士で明るく元気にあいさつを交わす。(教師の行動が児童・生徒に伝わる) 	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教師の 言葉掛け</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ おはよう。 ・ 返事が大きくて気持ちいいね。 ・ 挨拶がとても気持ちいいね。 ・ ありがとう。 ・ 頑張っているね。 ・ 体調はどう？ ・ 今日はこんなことができるといいね。 ・ 聞く姿勢が立派になったね。 ・ 昨日こんなことがあったよ。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">場面</p>	<p style="text-align: center;">児童・生徒のサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 宿題や課題、提出物等の忘れ物が多くなってきている。 <input type="checkbox"/> ② 教室に入れず、保健室やほほえみ相談室、職員室等に来て時間を過ごす。 <input type="checkbox"/> ③ 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> ④ 授業が始まっているのに机上に学用品が散乱している。 <input type="checkbox"/> ⑤ 教科書やノートなどに落書きされるなどして、汚されている。 <input type="checkbox"/> ⑥ 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> ⑦ おどおどして発言をためらったり、うつむいたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑧ 特定の児童・生徒の発表や間違いの時だけ、やじがとばされたり笑われたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑨ 特定の児童・生徒を誉めると、周りの児童・生徒があざ笑ったり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> ⑩ 特定の児童・生徒が学習内容と全く関係ないことを発言し(させられ)みんなの笑いものになっている。 <input type="checkbox"/> ⑪ 二人組を作ったり、グループを作ったりして学習するとき、特定の児童・生徒が取り残される。 <input type="checkbox"/> ⑫ 係決めなどをするとき、特定の児童・生徒が入った係には、ほかの児童・生徒は入ろうとしない。 <input type="checkbox"/> ⑬ 学習意欲がなく、学習内容が理解できなくなる。 <input type="checkbox"/> ⑭ これといった明確な理由がないのに、学習成績が急激に下がる。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">授業時間</p>	<p>【教師の手だて】</p> <p style="text-align: center;">“素人にわかる授業、そして、素人にできない授業を行う”</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 笑顔で入室するなど、児童・生徒との出会いの時の態度に配慮する。 <input type="checkbox"/> ② 否定的な言葉や態度で授業を始めない。 <input type="checkbox"/> ③ 学習態度や準備ができていない児童・生徒に対しては、その原因を探り、援助・指導をしていく。 <input type="checkbox"/> ④ 教師の思惑とは違う考えや生徒のつぶやきを大切にされた授業を行う。 <input type="checkbox"/> ⑤ 児童・生徒が安心して発言できる学習の雰囲気をつくる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 学習が遅れがちな児童・生徒が、活躍できる場面を確保する。 <input type="checkbox"/> ⑦ 学習が遅れがちな生徒やつまずいている児童・生徒に個別指導を行う。 <input type="checkbox"/> ⑧ 児童・生徒の多様な考えが発揮できる場を意図的に設ける。

⑨ 授業のまとめの段階では、児童・生徒の理解度を把握するように努める。

教師の
言葉掛け

- ・ 今日頑張ろう。
- ・ よいところに気づいたね。
- ・ 聞く姿勢が立派になったね。
- ・ その考え方がいいね。
- ・ ここがよかったね。
- ・ 返事が大きくて気持ちいいね。
- ・ 挨拶がとても気持ちいいね。
- ・ すばらしいね。
- ・ なるほど。
- ・ こんなふうにと考えたらどうかなあ。

場面

児童・生徒のサイン

休
み
時
間

- ① これまで仲の良かったグループから外されている。
- ② どこのグループにも入れず、一人でぼつんとしている。
- ③ 自分から友だちに声掛けすることなく、誘われるままに元気なくついていく。
- ④ 保健室やほほえみ相談室に出入りすることが多くなっている。
- ⑤ 用事もないのに職員室付近をうろろしている。
- ⑥ 教師に寄ってきたり、隠れるようにして話したりする。
- ⑦ 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。
- ⑧ 一緒に遊んでいるように見えても、表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- ⑨ 一緒に遊んでいる友だちに異常な気遣いをしている。
- ⑩ 遊びの中でいつもいやな役をさせられている。
- ⑪ プロレス遊びや〇〇ごっこのようなことに無理やり加えられている。
- ⑫ トイレ等に閉じこもっている。
- ⑬ 普段はおとなしい男子が、女子トイレに入ったり、スカートめくりなどを行っている。
(させられている)
- ⑭ 休み時間にはなかった衣服の汚れや破れ、擦り傷等が見られる。
- ⑮ 一人で、校舎内をフラフラと徘徊し、寂しそうに教室へ戻ってくる。
- ⑯ 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。

【教師の手だて】

“一人で30秒 35人でたったの17分30秒”

- ① 休み時間になった時、児童・生徒が遊び仲間を作って遊びに行く様子を観察する。
- ② 遊びに入れたい児童・生徒をそのままにせず、誘い合って遊べるように働きかける。
- ③ 教師自ら、できるだけ児童・生徒と一緒に遊ぶことを心掛ける。
- ④ 児童・生徒との対話や声掛けなどを通して(チャンス相談)、悩みなどを把握し、援助・指導をする。
- ⑤ 「(これは)遊びです」という児童・生徒の言葉を鵜呑みにせず、状況を確認する。
- ⑥ 児童・生徒の表情などから、休み時間の満足度を把握する。
- ⑦ 授業終了の時刻と開始の時刻を守り、休み時間を確保する。
- ⑧ 授業から職員室等へ戻るときは、いつも同じ経路でなく、いろいろな経路を通る。
死角になるところに教師の目が届くように。
- ⑨ 次時間が空き時間であるならば、教育相談の絶好の機会であることを認識し、教室や廊下で児童・生徒の会話を増やそう。

教師の
言葉掛け

- ・ 雨の日は落ち着いて生活しようね。
- ・ 電気や戸締まりよろしくね。
- ・ 挨拶がとても気持ちいいね。
- ・ 次は移動教室だね、しっかり頑張って。
- ・ 何か質問がある人は来てください。
- ・ ありがとう。

場面

児童・生徒のサイン

給食
時間

- ① 敬遠しがちなメニューの品を特定の児童・生徒だけ山盛りにする。または、その逆。
- ② 特定の児童・生徒への配膳忘れ(意図的)がよくある。
- ③ 特定の児童・生徒が配膳しようとする時周りの生徒が受け取ろうとしない。
- ④ 児童・生徒に好まれるメニューを、もらわれてしまうことが多い。
- ⑤ 配膳の為に列をつくる時、特定の児童・生徒の後ろに並びたがらない。
- ⑥ 腹痛や吐き気を訴えることが多く、給食を残したり食欲がないことが見られる。
- ⑦ 班で机を寄せて会食する時、いつも特定の児童・生徒の机だけ離されている。
- ⑧ 班での会話に、特定の児童・生徒だけ入れてもらえず無視されている。または、会話に入りたがらない。
- ⑨ 話題が特定の児童・生徒の悪口や失敗ごとが中心となっており、おもしろそうに話されている。
- ⑩ 特定の児童・生徒が、一人で食器の片付けや、牛乳パックの処理をさせられている。
- ⑪ 食器の片付けや返却、運搬の際当番以外でも行っている(させられている)。

【教師の手だて】

“何事も食事に現れる”

- ① 給食当番が配膳等の役割分担を決める方法を確認する。
- ② 児童・生徒と一緒に、生徒の配膳を誉めながら配膳を行う。
- ③ 全員の配膳、着席が確認できてから「いただきます」をさせる。
- ④ 意図的、計画的に班の中に入り食事をする。
- ⑤ 班での会食は、一人一人の児童・生徒理解に努めるとともに、児童・生徒の相互理解が図れるよう楽しく食事をする。
- ⑥ 偏食や食事量の偏り等について、改善されるよう自己努力を促すとともに、継続的に援助・指導していく。
- ⑦ 児童・生徒の給食時の変化に気づくため、日頃から、好き嫌いや食べ方等について観察し、その様子を把握しておく。
- ⑧ 片付けは児童・生徒に任せないで、当番が教室から出るまで教室で見届ける。
- ⑨ 片付け終了後、全員が席に座ったことを確認してから「ごちそうさま」をさせる。

教師の
言葉掛け

- ・ 今日の配膳は早くてがんばったね。明日もよろしくね。
- ・ 好き嫌いは少なくていいなあ。
- ・ 今日は時間にゆとりを持って食べられたね。当番に感謝しよう。
- ・ 両手を出して食べよう。

場面

児童・生徒のサイン

清掃時間	<input type="checkbox"/> ① 特定の児童・生徒と同じ清掃場所になろうとしない。 <input type="checkbox"/> ② いつもみんながいやがる仕事や場所が割り当てられる。 <input type="checkbox"/> ③ 特定の児童・生徒の雑巾や清掃用具がよくなくなったり、ごみ箱に捨ててあったりする。 <input type="checkbox"/> ④ 特定の児童・生徒だけが清掃用具を持たないでいたり、古い用具を使わせられたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑤ 一人だけ離れた場所で清掃している。 <input type="checkbox"/> ⑥ 教室の机や椅子を運搬するとき、いつも特定の児童・生徒のものだけ取り残されている。 <input type="checkbox"/> ⑦ 特定の児童・生徒だけ清掃をさせられており、他の児童・生徒はそれを見てからかかったりしている。 <input type="checkbox"/> ⑧ 特定の児童・生徒が床を拭いたり、掃いたりしようとすると、その前がふさがれたり、股の下を通らされたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑨ 清掃後、必要以上に衣服がひどく汚れていたり、ぬれたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑩ 他の児童・生徒は清掃が終わっているのに、一人だけ続けていたり、後かたづけをしたりしている。 <input type="checkbox"/> ⑪ いつも、次の授業に遅れてくる。
【教師の手だて】	
“清掃は人の心を磨くまで”	
<input type="checkbox"/> ① 児童・生徒が行っている清掃当番箇所や用具の分担の様子を把握する。 <input type="checkbox"/> ② 仕事は全員で分担し、協力して仲良く行われるよう、その都度援助・指導を行う。 <input type="checkbox"/> ③ 児童・生徒と一緒に清掃する機会を持つ。 <input type="checkbox"/> ④ 担当の清掃箇所を必ず1回は巡回するようにする。 <input type="checkbox"/> ⑤ 清掃をしないで遊んでいる児童・生徒を指導するとともに、一生懸命やっている児童・生徒に対して「よくやっているね」等の声掛けをする。 <input type="checkbox"/> ⑥ 清掃用具の後始末まで見届け、最後まで頑張った児童・生徒にはねぎらいの声掛けをする。 <input type="checkbox"/> ⑦ 反省会では、全員が集合しあいさつをして終わりにする。その際に担当の教師がサインをするとともに、活動について振り返らせる機会とする。 <input type="checkbox"/> ⑧ 児童・教師が出張等で不在の時は、回りの教師が声を掛けながら進める。 <input type="checkbox"/> ⑨ 清掃用具の点検を委員とともに行っておく。	
教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ きれいになったね。 ・ はやくできたね。 ・ ごくろうさま。 ・ 協力してできたね。 ・ 机を引きずらないようにしよう。 ・ 黒板がとってもきれいだね。 ・ だんだん上手になったね。
場面	児童・生徒のサイン

帰りの会から下校時	<input type="checkbox"/> ① 帰りの会での配布物が、特定の児童・生徒だけに渡らない。 <input type="checkbox"/> ② 帰りの会で、いつも特定の児童・生徒が追究されるなどしている。 <input type="checkbox"/> ③ 何か起こると、いつも特定の児童・生徒のせいにされる。 <input type="checkbox"/> ④ 下校の時間が近くなると、不安そうな表情が見え、落ち着かない。 <input type="checkbox"/> ⑤ 帰りの会が終わっても、用事がないのに教室に残っている。 <input type="checkbox"/> ⑥ 帰りの会后、用事がないのに教師や職員室のまわりをうろろうしている。 <input type="checkbox"/> ⑦ 朝や昼には見られなかった衣服の汚れやすり傷等が見られる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 特に理由はないのに、いつも一人で急いで下校する。 <input type="checkbox"/> ⑨ 教師の目の届きにくい場所に友達が(待ち伏せて)いて、一緒に帰る。 <input type="checkbox"/> ⑩ いつも友だちの荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> ⑪ 自転車で下校するとき、自転車にいたづらをされたり、自転車を取られて、歩いて(走って)帰ったりしている。 <input type="checkbox"/> ⑫ 帰るときになって、特定の児童・生徒の靴や持ち物等がなくなっており、探してもなかなか見つからない。
-----------	--

【教師の手だて】

“さようなら またあした”

- ① 帰りの会の運営については適時、援助・指導する。
- ② チェックシート等を活用し、今日一日の生活を振り返らせ、自己を見つめさせる。
- ③ 帰りの会を連絡だけで終わりにせず、相互の心の交流を図る場として充実させる。
- ④ よかったこと、嬉しかったことなどを認め合い、賞賛し合う時間を確保する。
- ⑤ 教師から見た、よかったことや反省すべきことなどを話し、明日への意欲付けを行う。
- ⑥ お互いが気持ちよく『さようなら』ができるように工夫する。
- ⑦ 『さようなら』の時、児童・生徒の表情を観察し、普段と変わらないかどうかを確認する。
- ⑧ 友だちと一緒に複数で帰るように促す。
- ⑨ 問題を抱えた児童・生徒に対しての個別相談を行う。
- ⑩ 全員の児童・生徒が教室を出るのを確認しながら、児童・生徒の机の落書きなどを気にしながら環境の整備を行う。
- ⑪ 朝の様子と変わっていないか、学級全体と個人を見つめる。

教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司会者の手順がいいね。 ・ ○○係の人○○をお願いします。 ・ 聞く姿勢が立派になったね ・ 発表者の声が大きくて素晴らしいね。 ・ 今日も頑張ったね ・ 笑顔で終われて、今日もよい一日だったね。 ・ 挨拶がとても気持ちいいね。 ・ 明日はもっとがんばろう。 ・ さようなら。
---------	--

場面	児童・生徒のサイン
----	-----------

- ① 衣服の汚れや破れ、ボタンが取れているなど服装に異常が見られる。
- ② 理由のはっきりしない傷やあざ、鼻血、怪我等が見られる。また、それを隠そうとしている。
- ③ 文具類や履物等の持ち物が隠されたり、壊されたりする。
- ④ 不自然な言動が見られ、表情が暗く、周囲を気にしている。
- ⑤ 普段明るい児童・生徒が、急に元気がなくなり、ふさぎ込んでいる。
- ⑥ 頭痛や腹痛、吐き気などをよく訴えるようになる。
- ⑦ 一人で行動することが多くなり、集団行動を敬遠するようになる。
- ⑧ 活気がなくなり、おどおどすることが多くなる。
- ⑨ 生活ノートや心のノートなどの記述に不安や悩みを示すようになる。
- ⑩ 他の児童・生徒の遣い走りをさせられるなど、他の言いなりになっている。
- ⑪ 嫌なあだ名で呼ばれたり、「クラスの恥」などといわれ、除け者にされたりしている。
- ⑫ 特定の児童・生徒の机や椅子、持ち物などに触れようとしなくなる。
- ⑬ 席替えの時、いつも特定の児童・生徒の近くに座るのを嫌がる。
- ⑭ 班長や係、学級代表等の選出がまじめに行われず、押しつけで選ばれる。
- ⑮ グループ作りなどを行う際、なかなか特定の児童・生徒の所属が決まらない。
- ⑯ 文字や作品等が乱雑になってくる。
- ⑰ 掲示作品や黒板、壁等に中傷の言葉や悪質な落書きが見られる。

【教師の手だて】

“やって見せ 言って聞かせて
させてみて 誉めてやらねば人は動かじ”

- ① 「愛の鞭」などと称して体罰は絶対に行わない。
- ② 「だめなものはだめ」という毅然とした態度を示しながらも、何でも頭ごなしに叱らない。かげで、短く、比較しないで叱る。
- ③ 感情に任せて、児童・生徒の心を傷つける言葉を発しない。
- ④ 特定の児童・生徒ばかりを叱ったり誉めたりしない。
- ⑤ 「〇〇さん」「〇〇くん」といった温かい呼称で呼ぶ。または、快い愛称で呼ぶ。
- ⑥ 児童・生徒の言動や表情に気づくよう、普段から一人一人をよく見る。
- ⑦ 児童会・生徒会活動や学級活動、部活動等を自治的な活動とって、すべてを任せない。
- ⑧ 児童・生徒の信頼関係づくりに力を入れる。
- ⑨ 児童・生徒と触れ合う時間を意図的に増やすように努める。
- ⑩ 生活ノートや学級日誌、レポート、作品等にあたたかいコメントを添える。
- ⑪ 一面的な物差しで生徒を評価せず、多面的にとらえ、それぞれのよさを認め、伸ばすようにする。

場面	生徒のサイン	
部活動の時間	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① 一人で準備や後かたづけをさせられている。 <input type="checkbox"/> ② 中学校では、部活動に遅れて参加したり、欠席したりすることが続く。 <input type="checkbox"/> ③ 頭痛、腹痛、吐き気などをよく訴える。 <input type="checkbox"/> ④ 特定の生徒だけに苦しい練習が課せられ、失敗すると笑い者にされる。 <input type="checkbox"/> ⑤ 練習中や休憩中、一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> ⑥ 練習中、特定の生徒にだけ、パスやボールが回らないなど疎外される。 <input type="checkbox"/> ⑦ 特定の生徒が使った用具に他の生徒が触れようとしない。 <input type="checkbox"/> ⑧ 二人組やグループを作って練習するとき、いつも特定の生徒だけが取り残される。 <input type="checkbox"/> ⑨ 特定の生徒だけが、手足のように使われる。 <input type="checkbox"/> ⑩ チーム分けの時など、特定の生徒と同じチームになろうとしない。 <input type="checkbox"/> ⑪ 必要以上に衣服や持ち物が汚れていたり、ボタンが取れていたりするなど異常な部分が見られる。 <input type="checkbox"/> ⑫ 個人の用具や持ち物が隠されていて、なかなか見つからない。 <input type="checkbox"/> ⑬ 理由がはっきりしない傷やあざ、鼻血、怪我等が見られる。 <input type="checkbox"/> ⑭ 欠席が多くなり、理由もはっきりしない。 <input type="checkbox"/> ⑮ 理由も言わずに、部活動をやめたいと言いだす。 	
<p>【教師の手だて】</p> <p>“勝つことだけを目指としない”</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ① できる限り早く活動場所に行く。また、忙しくても必ず1日1回は顔を出せるように心掛ける。 <input type="checkbox"/> ② 生徒が部活動へ向かう時や開始の時、表情を見ながら、激励の声掛けを行う。 <input type="checkbox"/> ③ 部活動以外での生徒の活躍のようすも普段から情報として入れるようにして、激励する。 <input type="checkbox"/> ④ 部活動を通して、技能の向上だけでなく、好ましい人間関係の在り方についての援助・指導を行う。 <input type="checkbox"/> ⑤ 異年齢集団のなかで、好ましい対人関係を学ばせるよい機会とする。 <input type="checkbox"/> ⑥ 一人一人の生徒の能力や特性等を的確に把握しながら、すべての生徒が参加意欲を持ち、個性が伸長されるような援助・指導を行う。 <input type="checkbox"/> ⑦ 活動の最後にまとめの話をし、次の活動の意欲につながるようにする。 <input type="checkbox"/> ⑧ 後始末のようすまで見届ける。 <input type="checkbox"/> ⑨ 学級担任との連携を密にし、適切な援助・指導に努める。 <input type="checkbox"/> ⑩ 出席簿をしっかりとつけさせ、欠席・早退・遅刻の状況を把握するとともに、心配な生徒に対しては状況を家庭に伝え、協力をもとめる。 		
教師の言葉掛け	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">• 頑張っているね。 <li style="width: 50%;">• 技術が向上したよ。 <li style="width: 50%;">• 任せたぞ！ <li style="width: 50%;">• ナイスプレー、ナイストライ。 <li style="width: 50%;">• 先生が誉めていたよ。 <li style="width: 50%;">• 一生懸命に活動していたね。 	

2 いじめ緊急対策マニュアル（起きてからの対応）

～「すずめの学校」と「めだかの学校」とのバランスを！～

教育委員会では、毎年、生徒指導対応マニュアル等、校内生徒指導体制の見直しを図るよう各小・中学校にお願いしています。いじめが発生してからの対応では、特に初期対応として、「緊急職員会議」をすぐに開ける対策をとるとともに、常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を与えることが、何よりも大切であると考えます。

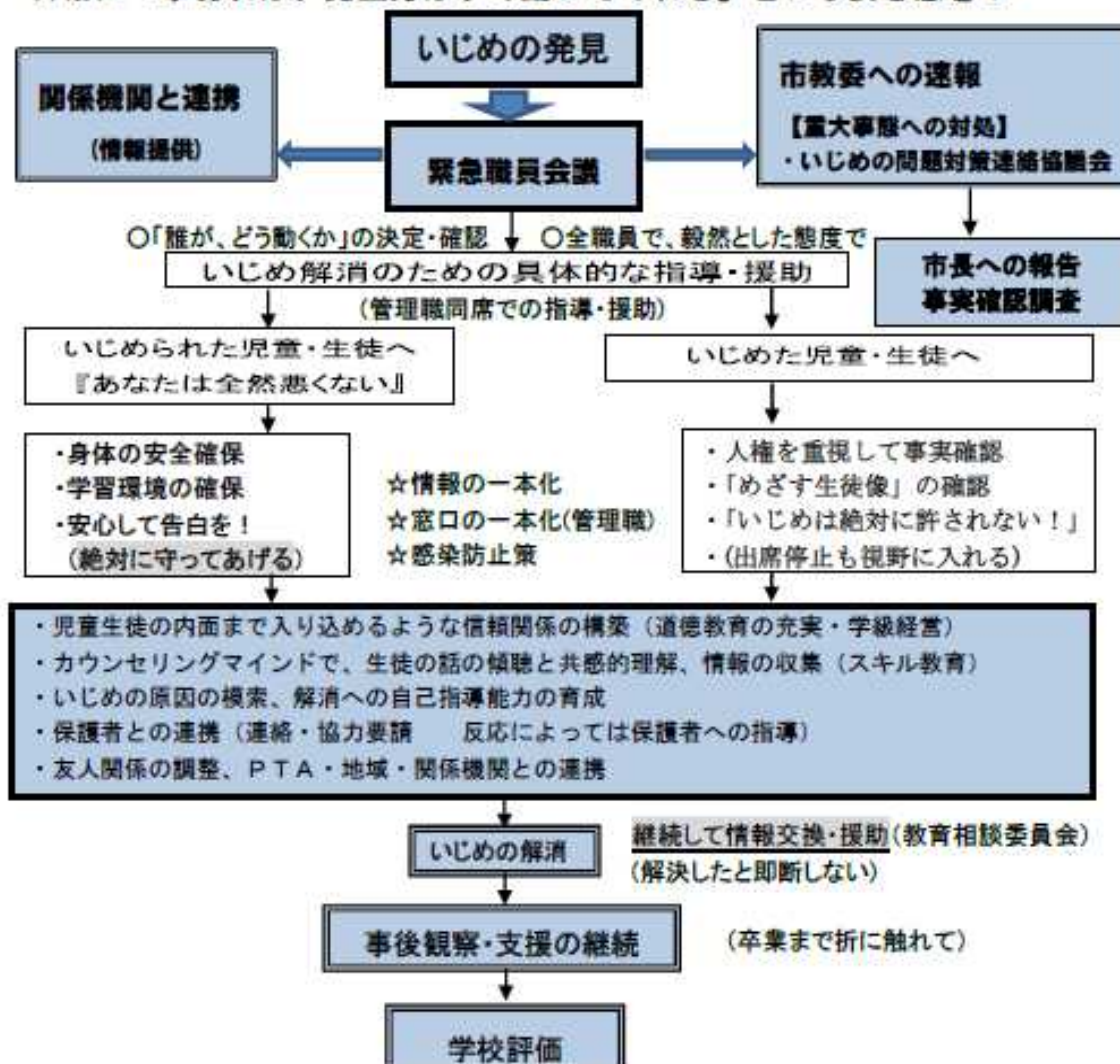
ある時は「すずめの学校」の先生のように、ある時は「めだかの学校」の先生のように、児童生徒の中にとけ込んだり、一歩離れて毅然と対応したりと、バランスよく、感性豊かに、そして意図的な教育を進めます。

◎いじめは人間として絶対に許されない ◎何があっても絶対に死んではいけない
※「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うもの

【いじめ防止対策推進法 総則 いじめの定義(H25.6)】

- ① 一定の人的関係にある者から、
- ② 心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)を受け、
- ③ 心身の苦痛を感じているもの。

☆常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！



生徒指導マニュアル(いじめ防止対策マニュアル)の活用・実践

※学校評価の実施に際し、いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、児童生徒の実態を十分踏まえて目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、改善に努めます。

※学校評価の公表に際し、学校評議員会や保護者・地域に対しての学校だよりやHP等により、事実を伝えます。

3 具体的な取組

(1) いじめ撲滅宣言



熊谷市立中学校「いじめ撲滅宣言」



【前文】

あなたのいる場所は、本当に心から楽しいと思える場所ですか。

私たちは、一人一人が互いに認め合い、安心してさわやかな学校生活を送るために「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、いじめ撲滅に徹底的に取り組むことを今ここに宣言します。

【いじめているあなたへ】

私たちは、いじめは絶対許しません。あなたがいじめていい理由なんてどこにもありません。自分、相手、そして周りの人のためにも、今すぐにやめましょう。そして二度と繰り返さないためにも、いじめている相手にすぐに謝りましょう。

【いじめられているあなたへ】

「負けないで！」あなたは、全然悪くない。我慢しないで、勇気を出して私たち、周りの仲間、家族、先生に相談しましょう。「告げて(チクって)」いいのです。あなたを支えてくれる人は必ずいます。

【いじめを見ているあなたへ】

いじめをただ見ているあなたも、いじめている人と同じです。いじめを見たり聞いたりしたら、勇気を出して「それはいじめだよ」と口に出し、止めさせましょう。もし、それができなければ、私たち、仲間に、先生や身近な大人に「告げて(チクって)」ください。

【まわりの大人の皆さんへ】

私たちの小さなSOSに気づいてくれますか？私たちの行動一つ一つに関心を持ってください。そして、いざという時、私たちを守ってください。お願いします。

(平成26年2月13日作成)

この宣言は、市内16中学校の代表生徒が集まり、作成したものです。



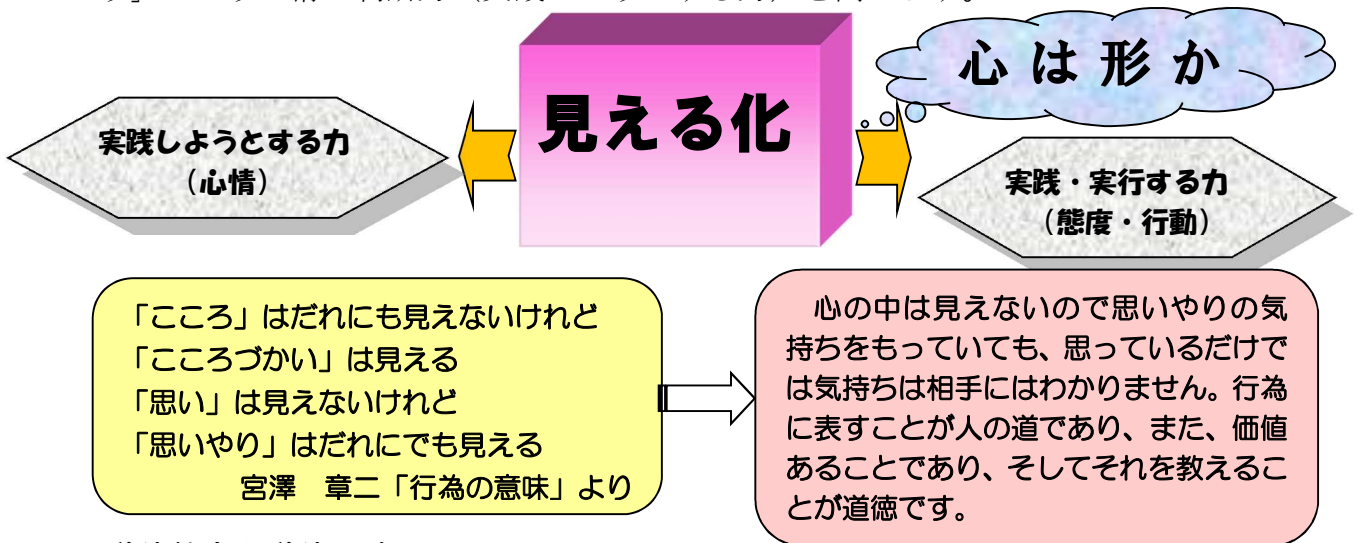
(2) 道徳教育の充実

— 道徳的実践力の『見える化』 —

幡羅高等小学校「家庭心得」にも「授くる学藝は道徳に統計すべし」とあるように、教育活動全体を通して道徳教育を推進していきます。

1 『見える化』

「子供たちは規範意識の低下や、人間関係の希薄さから、うまくコミュニケーションがとれないという場面も見られ、思っている行動に表せなかったり、どのように行動すればよいのかわからなかったりする子供が増えている」などと言われます。そこで、道徳の時間の学習活動や子供の心の変容等を「見える化」、つまり可能な限り「目に見える」ようにし、子供たちの「今度やってみようかな」「次はこうしてみよう」という心情・判断力（実践しようとする力）を高めめます。



2 道徳教育と道徳の時間

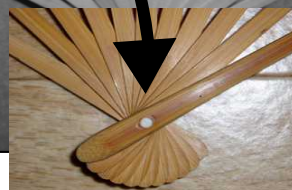
道徳教育は**道徳の時間**はもとより、学校における全教育活動において、道徳的な心情, 判断, 実践意欲と態度などの道徳性を養うことを目標とする。

道徳の時間は道徳教育の「^{かなめ}要」

全教育活動において養う道徳性を計画的, 発展的な指導によって**補充, 深化, 統合**する時間

内容項目	
小学校低学年	16項目
小学校中学年	18項目
小学校高学年	22項目
中学校	24項目

(例) 小学校高学年
35時間－22内容項目＝13時間(補充, 深化, 統合できる時間)



道徳の授業での「見える化」の実践例



「場面絵」



「条件・状況説明」



「劇化」



「パネルシアター」



「心の中の円グラフ」



「役割演技」



「映像」



「動作化」



「手紙」

(3) スキル教育の実践

— よりよい人間関係の構築 —

本市では、スキル教育を、全ての学校で学力の土台となる「熊谷の子どもたちは、これができます！『4つの実践』と『3減運動』」の具現化として教育計画に位置付けています。授業や保護者会等で実践することにより、児童生徒はもとより教師や保護者も人間関係構築力のスキルアップに影響され、友好的な人間関係が構築され、相手の気持ちを感じとれることができます。

授業実践では、児童生徒が、気づく(導入)、学ぶ・モデリング・ロールプレイ(展開)、心の通い合い(終末)の活動を通して、社会的スキルの日常生活での定着を図ります。

また、児童生徒、教師や保護者が社会性について学ぶことを通して、お互いに相手の気持ちを感じ取ることができるようなよりよい人間関係の構築を図ります。

スキル教育の授業実践例



「スキル：自己紹介(保護者会)」



「教師によるモデリング」



「教師による個別支援」



「スキル・ロールプレイイング」



「学習の振り返り」

ア 社会性を育てるスキル教育年間計画（小学校例）

小学校例 【社会性を育てるスキル教育年間計画】

社会性を育てるスキル教育に関する3つの観点	①希望や目標を持って生きる態度の形成（キャリア教育）			②基本的な生活習慣の形成			③望ましい人間関係の形成			
	低学年	中学年	高学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援学級
4月	大きな声で「おはようございます！」 （★あいさつの仕方） すつきせいせいでん・ぼくひさだしのひきだし （★机の中の整理整頓） わかるかつとときあやまろうね （★あやまり方） あわわわことばとちク （★温かい言葉） 「いーれで！いーいよ！」 （★あいさつの仕方） ろうかか小さなどうろです （★正しい廊下歩行） いいとこいっばい （★自分のよさを知る） みんなであそぼうなかよくなろう （★友達づくり） スイツツオン！ （★チャイム席） げん気の出るきさか （★上手な聞き方） クラスのみんなのいいとこさがし （★温かい言葉がけ）	目を見て話を聞く （★話の聞き方） 元気であそぼう （★あいさつの仕方） どうしよう教えて （★困った時のたのみ方） いつしよにあそぼう○ちゃん！ （★仲間の話い方） 心のチャイム席！ （★時刻を守る） きれいにすまきり「そうじ大臣」 （★掃除の仕方） すこいね！○○さん （★友達よさに気づく） みんなであそぼうなかよくなろう （★自己理解の仕方） ごめんね！ （★あやまり方） もうすぐ3年生！ （★新しい生活への意欲の持ち方） めざせ心のバージョンアップ！ （★新しい生活への意欲の持ち方）	みんななかよくなろう！ （★自己紹介の仕方） おはようございます （★人との接し方） ていねいな言葉づかいを学ぼう （★言葉の遣い方） 男女仲良くしよう （★男女仲よく） みんな協力しよう （★協力の仕方） やさしくはつきりつたえよう （★自己表現の仕方） あなたのすてきなところは○○だよ！！ （★長所の見つけ方） 耳をかたむけて1人の話を聞こう！ （★上手な話の聞き方） こんな自分をかえたいな （★自己理解の仕方） 困っている人を助けよう （★自己理解の仕方） 4年生に向けて （★新しい生活への意欲の持ち方）	仲間よさをもちと知ろう！ （★紹介の仕方） 上手な聞き方を学ぼう！ （★話の聞き方） 自分と友達の違いを認め合おう！ （★他者理解の仕方） いじめのない学級づくり （★はつきりした断り方） チームワークを高めよう！ （★仲間の励まし方） リフレミングをしよう！ （★肯定的な自己評価の仕方） こんなときどうする！ （★はつきりした断り方） 自分の役割に気づこう！ （★自己肯定感の高め方） 感謝の気持ちを表そう！ （★感謝の気持ちの伝え方） 最高学年に連続するに当たって1 （★自己の可能性の見つけ方） 最高学年に連続するに当たって2 （★自己の可能性の見つけ方）	多様な気持ちの伝え方を学ぼう！ （★非言語における表現の仕方） 発表のしかたを身につけよう！ （★適切な言葉遣いの話し方） いじめのない学級づくり （★不快な気持ちの伝え方） 協力する楽しさを知ろう （★協力の仕方） 正しく聞き取ろう！ （★質問の仕方） 自分を整理しよう！ （★相手を納得させよう！） 自分を見つめよう！ （★自分の感情の理解の仕方） こんなときどうする？ （★トラブル解決策の考え方） 自分を振り返ろう！ （★多面的な自己理解の仕方） 受け止め方を変えてみよう！ （★肯定的な他者評価の仕方） 感謝の気持ちを表そう！ （★感謝の気持ちの伝え方）	大きな声で「おはようございます！」 （★あいさつの仕方） すつきせいせいでん・ぼくひさだしのひきだし （★机の中の整理整頓） わかるかつとときあやまろうね （★あやまり方） あわわわことばとちク （★温かい言葉） 「いーれで！いーいよ！」 （★あいさつの仕方） ろうかか小さなどうろです （★正しい廊下歩行） いいとこいっばい （★自分のよさを知る） みんなであそぼうなかよくなろう （★友達づくり） スイツツオン！ （★チャイム席） げん気の出るきさか （★上手な聞き方） クラスのみんなのいいとこさがし （★温かい言葉がけ） 日常生活学習（各11時間）				
5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

イ 社会性を育てるスキル教育指導案例 (小学校5年)

4 いじめのない学級づくり！【5年生・7月】(★ははっきりした断り方)

1 わらい

○友達を傷つける誘いに対して、勇気を持って正しい行動を選択するスキルを身につける。

2 本時の学習

(1) 事前指導

○自分の意見を攻撃的に言ったことや自分を抑えて相手の言いなりになった体験について前もって考えさせておく。

(2) 展開

	学習活動	学習内容	・指導上の留意点 ◎評価◇言葉がけ☆支援
導入 10分	1 自分の意見を攻撃的に言ったことや自分を抑えて相手の言いなりになった体験について話し合う。	・自分の意見を攻撃的に言ったことや自分を抑えて相手の言いなりになった体験	・今までの生活の中で、悪いと知りながらも、迷ったあげくに相手の言い分を聞いてしまったことがあるかと問いかける。 ・安心して発言できる雰囲気を作る。 ・相手の言いなりになった結果、自分の気持ちや状況がどうなったかにもふれる。
展開 25分	2 本時の学習課題を知る。 3 上手な断り方に気付く。 ・自分ならどうするか考え、シミュレーションカード1に書く。 4 ロールプレイをする。 ・教師と(B役)と代表児童(A役)によるロールプレイを見る。 ・気付いたことを発表する。 5 今日の授業では全員が【場面②】のロールプレイを行う。 ・3人組でロールプレイをする。 ・上手な断り方のポイントを確認する。 ・役割を交代して繰り返す。 ・上手な断り方ができたグループの発表。 ・よい点を参考に、各グループでもう一度ロールプレイをする。	・本時の学習課題 自分の考えをはっきり伝え、上手に断れるようになるよう！ ・〈断り方〉のポイント ・判断し、自分の考えを決める。 ・相手に伝える。提案する。 ・ロールプレイの場面と役割 【場面①】 A役に誘いを受け、B役はもじもじして断れない。 【場面②】 A役に誘いを受けるが、自分の考えをはっきり伝え断る。 【役割】 A役 誘う人 B役 断る人 C役 観察者 ・〈悪い誘いを断るスキル〉のポイント ・誘いに対して、善悪の判断をする。 ・相手の顔を見て断る。 ・勇気をもって最後まではっきり言う。	・指導上の留意点 ◎評価◇言葉がけ☆支援 ・めあてを読んで、全員で確認させる。 ・本時、「自分の考えをはっきり伝え、上手に断れるようになるよう！」について学習することを確認する。 ・『あの子むかつくから、無視しようよ』という誘いを受けました。あなたならどうしますか？ という設定でロールプレイを行うことを理解させる。 ・自分ならどうするか考え、シミュレーションカード1に書かせる。 ・ロールプレイで「無視しようよ」という誘いに対して、教師が断る役、代表の子どもが誘う役で行う。 ◇2種類の断り方を見ましたね。良い断り方のポイントはどんなところでしたか。 ☆言葉だけでなく、非言語的要素(視線・姿勢・身振り・表情・声の調子)も大切であることを理解させる。 ・3人1組でロールプレイをさせる。 ・誘う人、断る人、観察者 ・「あの子むかつくから、無視しようよ」という悪い誘いを断るスキルためには、誘いに対して、善悪の判断をし、相手の顔を見て断ること、また、勇気をもって最後まではっきり言うことが大切であることを理解させる。 ◎友達を傷つける誘いに対して、勇気を持って正しい行動を選択するスキルを身につけることができたか。
まとめ 10分	6 本時の活動を振り返る。 ・振り返りシートに記入する。 ・気付いたことや感じたことを発表する。	・本時の活動のまとめ ・今日の学習の振り返り	・友達と仲良く過ごすためには、時々勇気をもって相手の誘いを断ることも大切である点に気付かせる。 ・人を傷つける誘いに対して、自分の中で怒りの気持ちが生じた場合、その怒りをすぐに言葉にするのではなく、一呼吸おいて、なぜ相手がそのようなことをするのか理由を探った方がよいことを理解させる。

(3) 事後指導

○保護者の協力を得て、ワークシートへの一言感想を記入していただくことで、児童への意欲を高めたい。

3 評価

○友達を傷つける誘いに対して、勇気をもって断るスキルを身につけることができたか。

中学校例 【社会性を育てるスキル教育指導計画：第1学年】

	題材	身につけさせたいスキル	ねらい 学習内容
1	話の上手な聴き方	話の聴き方、共感性	<ul style="list-style-type: none"> ・人の話に注意深く耳を傾けることの大切さに気づくことができる ・「聴くこと」を意識的に行うことで、ルールとマナーを学ぶことができる
2	感じの良いあいさつ (林間学校に向けて)	礼儀、あいさつの仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・相手や時、場所にあったあいさつの仕方を身につけることができる ・良いあいさつすること心地よさを味わい、進んであいさつすることができる
3	温かい言葉かけ (林間学校に向けて)	言葉遣い、思いやり	<ul style="list-style-type: none"> ・温かい言葉かけと冷たい言葉かけが相手に与える影響について知ることができる ・温かい言葉かけをするために「相手のよさを見つける」「非言語的方法」「言語的方法」のスキルについての理解を深め、使うことができる。
4	友達にタバコを誘われたら	規範意識、善悪の判断、決断力	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の意思で決定することの大切さを学び、ロールプレイを使って友達からタバコを勧められたときの望ましい断り方を（スキル）習得することができる。
5	ものは言い方	コミュニケーション、相互理解	<ul style="list-style-type: none"> ・代表的な3種類のコミュニケーションとその特徴を知ることができる。 ・望ましいコミュニケーションのとり方を理解し、ロールプレイを通して体験することができる。
6	合唱歌に向けて目標を作ろう	協調性、役割遂行力	<ul style="list-style-type: none"> ・合唱歌への取り組み(パートナーリーダーの育成)を通して協力性を高めることができる。 ・合唱歌に関わる話し合いを通して共有できる目標を設定することができる。
7	「不安や悩み」を考えよう	他者理解、思いやり	<ul style="list-style-type: none"> ・同級生がもつ不安や悩みに気づくとともに理解する。 ・不安や悩みの共通性や特徴に気づかせ、周囲の人の気持ちを理解させる。
8	頼み方の基本	表現力、人間関係調整力、礼儀	<ul style="list-style-type: none"> ・「頼む」ために必要なことや、頼み方の手順を理解することができる。 ・人に頼むときに、どのように自分の思いを伝えたらよいかを学ぶ。
9	いいとこさがし	他者理解、自己理解、自己洞察	<ul style="list-style-type: none"> ・他人のいいところを見つけ、伝えられるようにする。 ・自分のいいところに気づき長所を伸ばせるようにする。
10	相手の気持ちを聞きとろう	他者理解、共感性	<ul style="list-style-type: none"> ・出来事と感情の両方を聞きとることから、相手の気持ちを理解することができる。 ・非言語的な表現から相手の気持ちを読み取ることができる
11	生活を見直そう	発表力、会話力、協調性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活について、適切に振り返ることができる。 ・生活上の課題を見つけ、その解決や生活を向上させるプランを考えられる。

エ 社会性を育てるスキル教育学習指導案例（中学校1年）

1 題材名 「ものは言い方」 中学校1年生

2 本時の学習指導

(1) 到達目標

- ・代表的な三種類のコミュニケーションとその特徴を知ることができる。
- ・望ましいコミュニケーションのとり方を理解し、ロールプレイを通して体験することができる。

(2) 事前準備

- ・ロールプレイを演じてくれる生徒を決め、可能であれば練習させておく。

(3) 展開

過程	学習活動	学習内容	指導上の留意点 ◎評価 ◆言葉かけ
導入	1ウォーミングアップをする ・時間内(30秒)にできるだけ多くの人とじゃんけんし、何回勝ったか競う。 2本時のねらいを知る	ルール 教室内を自由に歩く 同じ人と2回以上やらない 勝った回数を覚えておく 同じことでも言い方によっては良くも悪くも受け取られる	◆時間内にできるだけ多くの人とじゃんけんをしてください。 ・雰囲気作りと、2人組(ペア)を作ることが目的であるので、適度なところでやめる。 ・仲間はずれが出ないように配慮する。 ・最後にじゃんけんをした相手とペア座る。 ◆「ものは言いよう」という言葉を聞いたことはありますか？
	望ましいコミュニケーションの取り方を身に付けよう		
展開	3ロールプレイを見て考える ・「CDを借りる場面」のロールプレイのパターン1～3を見る ・ワークシート1に記入する ・ワークシート2と3に記入する 4三種類のコミュニケーションを確認する 5ロールプレイをする 「友達と約束する場面」 ・2人組で行う 自分役 相手役 ・役割を交代して行う ・良くできている何組かが全員の前で発表する	三種類のコミュニケーション ①いいいじタイプ ②自己中心タイプ ③さわやかタイプ ①いいいじタイプ 自分にストレスがたまるとはっきりしない人 ②自己中心タイプ 相手にストレスを与える威張っている人 ③さわやかタイプ 両者すっきりする 自分も相手も傷つけない <ロールプレイの約束> 笑わない・ふざけない さわやかタイプで行う 役になりきって真剣に ※約束しても断っても良い ポイント 1 相手を怒らせることが目的ではない 2 自分の気持ちを伝えることは大切	◆言い方によって言われる方はどう感じ方が違うか、見てみ見ましょう。 ・ここでは種類だけ伝え、タイプの説明は最後のまとめで行う。 ・あらかじめ頼んでおいた生徒はロールプレイを行う。 ・言い方によって相手の印象も変わること気づかせてから2の質問に入りたい。 ・2では、言い方によってどんな印象をもつか詳しくイメージさせ、3ではよりよい話し方の理由を考えさせる。 ◎真剣に考えているか ・ワークシート2で発表された振り分けから「どうもパターン3の話し方がいいようです」ともっていき、話し方を生徒にイメージさせたい。 ・生徒役1～3を演じてくれた生徒をねぎらう。 ◎望ましいコミュニケーションの取り方がわかったか。 ◆練習をしてみましょう。 ・「友達と約束する場面」のロールプレイの状況設定を配布する。 ・演じる前に状況設定とポイント・注意点を確認する。 セリフを考える時間を1、2分とる。 ・導入で作った2人組で行う。 ・合図で始め、合図で終わる。 ・両方の役を経験させる。演技時間は30秒、決められたセリフは必ず言わせる。 ◎真剣に取り組んでいるか。 ◎ロールプレイを通して、望ましいコミュニケーションのとり方を体験することができたか。
終末	6シェアリングをする (1)振り返りシートに記入する (2) 班の代表が発表する		◆今日の学習を振り返りましょう ・振り返りシートを配布する。 ・どこか難しかったか尋ねてもよい。 ◎三種類のコミュニケーションがわかり、望ましいコミュニケーションのとり方を理解することができたか。

(4) 相談体制

教育委員会では、いじめ問題等に素早く対応するため、市内全ての中学校16校に

「ほほえみ相談員」や「地域教育相談員」を配置しています。

また、市役所内に「相談窓口」を設置し、常時教育相談指導員が電話や来所相談に応じる体制を整えています。

さらに、状況に応じて、熊谷市適応指導教室「さくら教室」での受入にも、対応しています。



熊谷市の

児童・生徒・保護者の皆さんへ

教育110番

一人で悩まず相談してね!

ニコッと笑って ナヤミナシ



048-525-7830

いま、いじめで
悩んでいるあなたへ



毎日対応しています。

22時以降は、翌日の対応になります。

(5) 「あなたは大切な宝物」 ～ いじめられている子の視点に立って ～

何気ないあなたの言動が、友達のことを傷つけてしまっていることはありませんか。クラスの中には、友達に嫌なことを言われたり、嫌なことをされたりしても声を出して助けを求めることができず、苦しんでいる友達もいます。そんな時は、周りの人が声をかけ、助けてあげましょう。本人が「いじめられている」と感じたら、それは「いじめ」なのです。

「それっていじめですか？」 「はい、いじめです。」

次の項目であてはまるものはありますか。

- 仲間はずれにされる 無視される 笑い者にされる
- 暴力をふるわれる(たたかれる・けられる・つねられる など) プロレス技をかけられる
- 悪口を言われる(身体に関すること・持ち物のこと・服装のこと など) 悪いうわさを流される
- インターネット上の掲示板などにいやなことを書き込まれる。
- 電子メール等でいやなことを書かれる。 陰口を言われる 物をかくされる
- 物をぬすまれる 物をこわされる 落書きをされる 給食を渡されない
- 給食に異物を混入される 登下校時に荷物を持たされる

一つでもあてはまるものがあれば、迷わずに周りの仲間、家族、先生に相談しましょう。告げて(チクって)いいのです。あなたを支えてくれる人は必ずいます。

いじめられている人の立場に立ち、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」という強い気持ちをもって行動することが大切です。

(6) アンケート

いま わたし ころ み
～今の私の心を見つめてみます～

いま わたし ころ きもちにあてはまる項目の□に、「し」をつけてみましょう。

- 1 □ いま わたしは、悩みがない。
- 2 □ いま わたしは、友達となかよく過ごしている。
- 3 □ いま わたしは、学校が楽しい。
- 4 □ いま わたしには、悩みを聞いてくれる人がいる。
- 5 □ いま わたしは、食事がおいしい。
- 6 □ いま わたしには、相談できずに困っていることがある。
- 7 □ いま わたしは、いじめをうけている。
- 8 □ いま わたしは、不安で気持ちが落ち着かない。
- 9 □ いま わたしは、どうしたよいか、わからないことがある。
- 10 □ いま わたしは、ひとりぼっちだ。

()年()組
なまえ

資料等

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 いじめ防止基本方針等（第十一条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十一条）
- 第四章 いじめの防止等に関する措置（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 重大事態への対処（第二十八条—第三十三条）
- 第六章 雑則（第三十四条・第三十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行わ

れなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のた

めの措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針等

(いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方い

じめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

第三章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指

導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

(いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等)

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第四章 いじめの防止等に関する措置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校

の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめに対する措置)

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条

第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校相互間の連携協力体制の整備）

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

第五章 重大事態への対処

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

（国立大学に附属して設置される学校に係る対処）

第二十九条 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する国立大学に附属して設置される学校は、前条第一項各号に掲げる場合には、当該国立大学法人の学長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る国立大学法人又はその設置する国立大学に附属して設置される学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態

と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（私立の学校に係る対処）

第三十一条 学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

第三十二条 学校設置会社（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する学校設置会社をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて、重大事態が発生した旨

を、同法第十二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長（以下「認定地方公共団体の長」という。）に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた認定地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校設置会社又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、構造改革特別区域法第十二条第十項に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 前二項の規定は、認定地方公共団体の長に対し、学校設置会社が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

5 第一項から前項までの規定は、学校設置非営利法人（構造改革特別区域法第十三条第二項に規定する学校設置非営利法人をいう。）が設置する学校について準用する。この場合において、第一項中「学校設置会社の代表取締役又は代表執行役」とあるのは「学校設置非営利法人の代表権を有する理事」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十三条第一項」と、第二項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「学校設置会社」とあるのは「学校設置非営利法人」と、「第十二条第十項」とあるのは「第十三条第三項において準用する同法第十二条第十項」と、前項中「前二項」とあるのは「次項において準用する前二項」と読み替えるものとする。

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

（高等専門学校における措置）

第三十五条 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。）の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処の

ための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

理 由

いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

熊谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年条例第 28 号）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 熊谷市いじめ問題対策連絡協議会（第 2 条—第 6 条）
- 第 3 章 熊谷市いじめ問題専門委員会（第 7 条—第 14 条）
- 第 4 章 熊谷市いじめ問題調査委員会（第 15 条—第 17 条）
- 第 5 章 雑則（第 18 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、熊谷市いじめ問題対策連絡協議会、熊谷市いじめ問題専門委員会及び熊谷市いじめ問題調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 熊谷市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第 2 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、熊谷市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。次条において同じ。）に関係する機関及び団体の連携を図るための必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。

（構成）

第 4 条 協議会は、市、学校、警察その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体に属する者で市長が必要と認めるものをもって構成する。

（会長）

第 5 条 協議会に会長を置き、市長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、協議会の構成員のうちからあらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第3章 熊谷市いじめ問題専門委員会

(設置)

第7条 法第14条第3項の規定に基づき、熊谷市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 専門委員会は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第14条第3項のいじめの防止等のための対策に関すること。
- (2) 法第24条の調査に関すること。
- (3) 法第28条第1項の調査に関すること。

(組織)

第9条 専門委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、福祉等に関する専門的な知識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第11条 専門委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する専門的な知識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第12条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 専門委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員及び臨時委員は、専門委員会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(守秘義務)

第14条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4章 熊谷市いじめ問題調査委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、熊谷市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査に関する事務を行う。

(準用)

第17条 第9条から第14条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第9条第2項及び第11条第2項中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項にあつては会長が協議会に、専門委員会又は調査委員会の運営に関し必要な事項にあつては委員長がそれぞれ専門委員会又は調査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。